

はじめよう！農福連携 — スタートアップマニュアル —

(② 地方自治体・JA 向け)

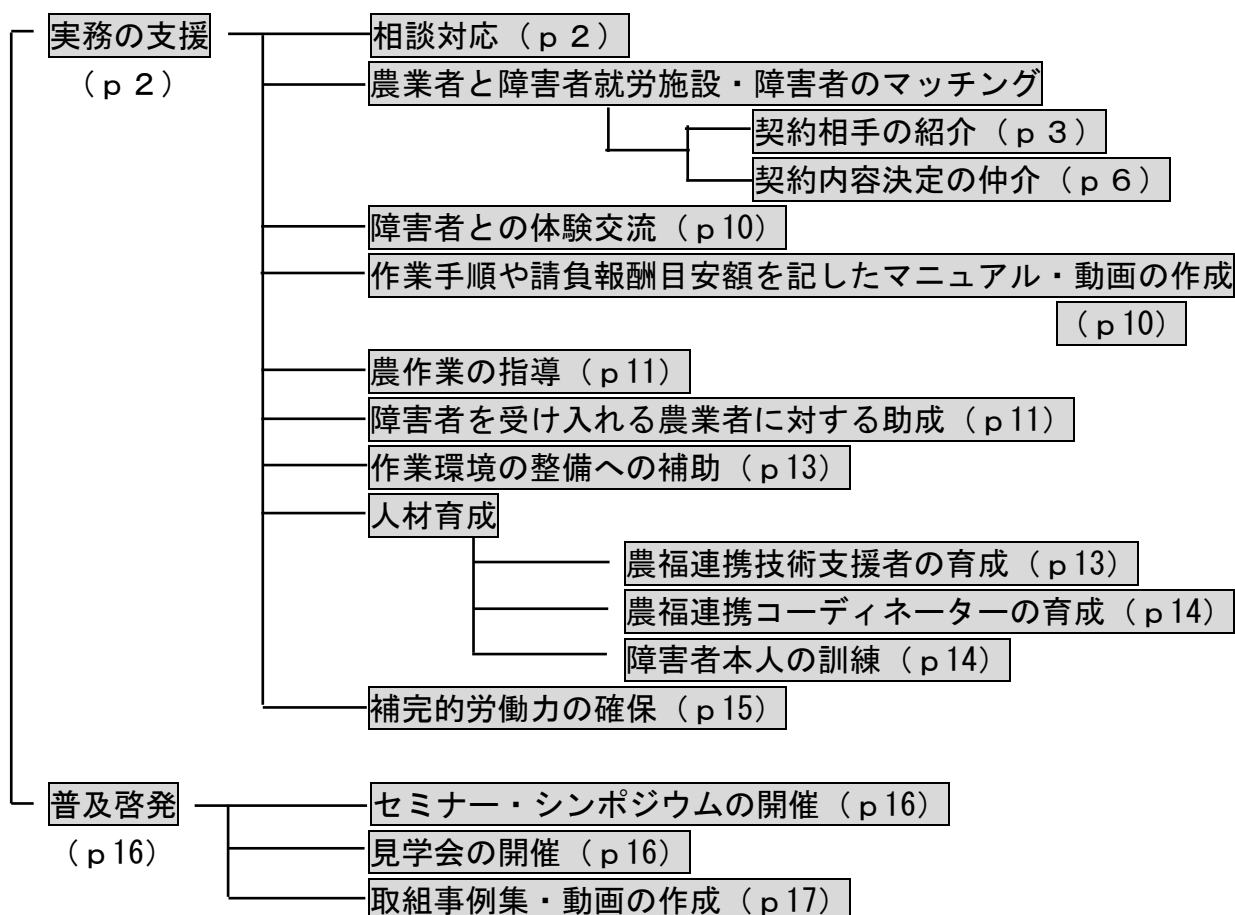


令和8年3月

第1. 地方自治体の皆様へ

農福連携の取組は、(1) 実際に障害者とともに農作業を行う「**実践行為**」と、(2) 実践行為を行う農業者や障害者就労施設を支援する「**中間支援の取組**」に分類することができます。このうち、地方自治体は、(2)「**中間支援の取組**」を行う役割を期待されています。

中間支援の取組は、「**実務の支援**」と「**普及啓発**」に分けることができ、それぞれについて、考えられるすべてのメニューは次のとおりです。



農林水産省では、従来から行われてきた普及啓発にとどまらず、農福連携に取り組みたいという現場の声に具体的に応えるために、すべての地方自治体が、「実務の支援」に取り組むことを期待しています。

1. 実務の支援

(1) 相談対応

Q1：現場の農業者や障害者就労施設から、農福連携に関する相談が寄せられるのですが、どのように対応すればよいのでしょうか？

A1：相談内容に応じて、農林水産省が発行しているパンフレット、マニュアル、事例集などをご紹介します。

A2：また、相談の内容に応じて、関係機関を適切に紹介する必要があります。農業と福祉の関係機関の役割をしっかりと理解したうえで、各自治体における所在を把握しておきましょう。

【相談対応について】

地方自治体が、農福連携の実践行為を支援するためには、相談者の理解度や取組のステップに応じて、現場の実務を踏まえた具体的な指針や解決策を示すことが不可欠です。

そのためには、まずは、農福連携に関するワンストップの相談窓口を設置して、内外に対して明確にするとともに、実務的知見を有する職員を置く必要があります。

また、担当の職員が適切な対応を行うために、以下の情報をご参照ください。

A1：農林水産省の発行物のご紹介について

農林水産省 WEB サイトでは、農福連携に関するパンフレット・マニュアル・テキスト・事例集などを公表しています。相談内容に応じて、適宜ご紹介ください。

【農福連携に関するパンフレット・マニュアル】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



用途	公表物	表紙
農福連携の情勢から各種支援制度まで幅広く知りたい方へ	『農福連携ガイドブック』	
農福連携に初めて取り組む際の具体的な手順を知りたい方へ	『はじめよう！農福連携—スタートアップマニュアル』	

【農福連携事例集】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>



A2：関係機関の紹介について

地方自治体は、相談の内容に応じて、関係機関を適切に紹介する必要があります。スタートアップマニュアル第1分冊（p3、4）に記載したとおり、農業と福祉の関係機関とそれぞれの役割をしっかりと理解したうえで、各地方自治体における所在を把握しておきましょう。

（2）農業者と障害者就労施設・障害者のマッチング

① 契約相手の紹介

Q2：農業者と障害者就労施設・障害者のマッチングのために、どのような準備をすればよいのでしょうか？

A1：農福連携に取り組みたい、または、すでに取り組んでいる農業者を把握しておきましょう。

A2：農福連携に取り組みたい、または、すでに取り組んでいる障害者就労施設を把握しておきましょう。

A3：農業に興味がある障害者を紹介してくれる機関を把握しておきましょう。

【契約相手の紹介について】

地方自治体に期待される役割である「実務の支援」のうち、最も重要なものは、農業と福祉のマッチングです。

具体的には、（ア）地域において、農作業を依頼したい農業者や、農作業を請け負いたい障害者就労施設のニーズを把握すること、（イ）農業者に障害者就労施設を紹介すること、また、障害者就労施設に農業者を紹介すること、（ウ）契約内容の決定を仲介すること、の3点となります。

マッチングにあたっては、農業部局と保健福祉部局の連携が必要であり、実質的な担当部局を決めることが重要です。

マッチングを実施する人材を「農福連携コーディネーター」（p14）と呼びます。このような業務を地域の民間団体に委託することや、共同受注窓口の業務の一環として行うことも考えられます。また、自治体が直接職業紹介を行う際には主管労働局を経て厚生労働大臣に対して通知をする必要があります。

なお、初年度には地方自治体が契約締結を仲介するものの、翌年度以降には、農業者と障害者就労施設が、地方自治体の仲介なしに、独自に契約を締結する例も見られます。このような形態に誘導するのが、最終的な目標となります。

A1：農業者の把握と紹介について

地方自治体の農業部局は、都道府県の普及指導員、地方農政局、ハローワークなどと協力して、管内で人手が不足している農業者の情報を集めるとともに、JA から組合員の情報を集めます。このように、障害者就労施設に紹介できる農業者の情報を統一的に把握しておくことが重要です。

A2－1：障害者就労施設の把握について

地方自治体は、農業者に対して、障害者就労施設の具体的な取組内容などを情報提供できると、マッチングが進みやすくなります。

そのため、農作業に取り組む障害者就労施設に対しては、Q3 (p5) に記載しているような情報の報告を求めて、情報を把握しておくことを勧めます。

A2－2：障害者就労施設の公表と紹介について

「農福連携スタートアップマニュアル」第1分冊p12～を参照。

○ WEB サイトでの公表

農業者は、契約先となる障害者就労施設を都道府県の WEB サイトで探すことがあります。

効果的なマッチングを進めるために、上記で公表する①障害者就労施設の施設種別、所在地、事業所名といった基本情報に加え、②事業所の規模の目安となる施設定員、③月額賃金・工賃、④作業内容として「農業」「加工用トマト生産」などの詳細な情報も、併せて公表している自治体もあります。

これ以上の詳細な情報は、各地域の共同受注窓口で把握してください。

○ 共同受注窓口の充実化

都道府県の中には、農業専任のコーディネーターを配置し、農作業を積極的にマッチングするところがあります。

各地域の共同受注窓口に、農作業を請け負える障害者就労施設の情報を集約し、農業に関する知識や経験を持つコーディネーターが、仲介を行うことができれば、農福連携の充実につながると考えられます。

A3：障害者の紹介について

農業者から障害者の紹介を求められた場合は、最寄りのハローワークや無料職業紹介事業者、有料職業紹介事業者をご紹介します、求人申込をすること勧めてください。各ハローワーク・事務所の所在地等については、下記 WEB サイトをご確認ください。

【全国のハローワークの所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



【無料職業紹介事業者、有料職業紹介事業者検索サイト(都道府県別検索)】

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?screenId=GICB101010&action=init>

[Disp](#)



Q3：農福連携に取り組みたい農業者から、農作業を請け負える障害者就労施設の紹介を求められることに備え、何を把握すればよいのでしょうか？

A：①農作業への意欲と経験年数、②対応可能な作業内容と農畜産物、③就労可能人数、④就労可能時間・期間、⑤送迎の対応可能範囲、障害者による通勤の可否、⑥これまでの請負報酬金額などについて、把握してください。

① 農作業への意欲と経験年数

農業分野における施設外就労を始める際、障害者就労施設の職業指導員は、あらかじめ、請負先である農業者から作業方法を教えてもらうため、農業経験があることは必須ではありません。

他方、職業指導員の農業への興味・関心が高いことは、効率的な農作業の実施につながり、また、農作業経験が豊富であれば、農業者は安心して仕事を任せやすくなるため、請け負う仕事の継続や拡大につながります。また、農業者から、緊急的な作業依頼があった場合、対応しやすくなります。

② 対応可能な作業内容と農畜産物

障害者就労施設がこれまで行ってきた作業を把握した上で、新たに始めようとする農作業への対応の可否、例えば、収穫物の計量等の数字の読み取り、剪定鋏や鎌等の刃物の取扱い、草刈機・動力噴霧器等の機械の操作、トラクターや軽トラック等の車両の運転等の可否を判断します。

他にも、例えば、畜産の仕事に従事する場合は、動物アレルギーや動物への恐怖心を持っていないことが必要であり、水稻作の仕事に従事する場合は、水田の中や傾斜のある畔での作業があり、バランス感覚が必要となります。一般的に農業は、屋外で身体を動かす作業が多いため、他の仕事より体力を必要とします。

一方で、施設野菜の仕事に従事する場合は、高温下で作業する可能性があるため、障害特性や体調によっては、作業が難しい場合があります。

対応可能な作業内容は、利用者の障害特性や障害程度に応じて異なりますので、それぞれの障害者就労施設の利用者の状況等も必要に応じて、把握しておきましょう。

③ 就労可能人数

障害福祉サービスに応じた定員・施設外就労時の人員配置基準や、現在請け負っている農作業の量などを勘案して、就労可能人数を把握しておく、マッチングを行いやすくなります。

④ 就労可能時間・期間

障害者就労施設の運営時間、ほ場等の農作業を行う場所までに要する移動時間、他の業務とのバランスなどを勘案して、就労可能時間を把握しておく、マッチングを行いやすくなります。

また、特に積雪の多い地域は、冬季の農作業自体が少ない場合があります。障害者就労施設が、通年で農作業請負を望んでいるのか、冬季は室内での軽作業等を組み合わせて構わないのか等、要望を把握しておく、マッチングを行いやすくなります。

なお、納期に余裕があり、自らのペースで行える作業が好まれる傾向にあります。

⑤ 送迎の対応可能範囲、障害者による通勤の可否

通常、ほ場までの送迎については、障害者就労施設が行います。ほ場が、事業所の拠点から離れていたり、細い路地の先に所在していたりすることもありますので、ドライバーの拘束時間や車両の大きさなどを勘案して、送迎の対応可能範囲を把握してください。また、障害者が、徒歩や自転車等で自ら通勤できるかについても把握してください。

⑥ これまでの請負報酬金額

農業者は、農作業の請負先を検討する際には、メリットや取り組みやすさ等について、複数の手段を比較することがあり、請負報酬金額はひとつのポイントとなります。そのため、地域における請負報酬金額の実例等を把握しておくといでしょう。

② 契約内容決定への仲介

Q4：農業者と障害者就労施設が、農作業に関する請負契約を締結する際、自治体や共同受注窓口等は、どのような項目について、どのような目安で契約内容（案）を示せばよいのでしょうか？

A：契約内容として、作業内容、作業時期、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険の加入者、その他留意事項を決定します。このうち、特に請負報酬の設定方法と金額の決定については、基準を明示するなどの積極的な対応が望まれます。

【契約内容決定への仲介について】

農業者と障害者就労施設の契約については、地方自治体や共同受注窓口等の中立・公正な第三者が、一定の指針を示しながら、内容決定に仲介することが望まれます。

A－１：作業内容

農作業の工程は、作付け計画、種苗の購入、育苗、耕耘、施肥、畝立て、播種、移植・定植、間引き、マルチング、トンネル、受粉、支柱立て、誘引、整枝（摘芽・摘果）、病虫害防除、草取り、水やり、農薬散布、収穫、出荷調製、保存・貯蔵、採種と種子の保存、畑や施設の片付け（清掃）等、極めて多岐に渡ります。

一般的に、水やりや草取り等の作業は、専門的な技術や判断を必要とせず、農業経験が少ない障害者就労施設も取り組みやすい作業と言われます。しかし、そのような作業であっても、作業に慣れていない状況で行うと、確認行為に時間を要したり、場合によっては作業のやり直しにつながったりすることもあるので、農業者と職業指導員の間で、作業の仕上がり具合を確認するとともに、あらかじめ作業の練習を行うことも有効です。

また、例えば、摘芽作業において、脇芽を摘み取るべきところ、誤って頂芽を摘み取ってしまうなど、その後の作物の生育のみならず、農業経営に大きな影響を及ぼす可能性がある作業については、農業者自身が行うことも考えられます。

A－２：作業時期

一般に、農作業は天候の影響を受けやすいため、当初予定していた時期どおりに作業を行えないことがあります。そのため、障害者就労施設は、既に予定が入っている他の作業の日程に留意しながら、農作業の日程を組む必要があります。

また、マッチングするコーディネーターが、農業者と障害者就労施設の双方の要望を聞いて、例えば、「●月●日から●月●日までの１か月の間で、10日間の作業を行う」といったように、天候等の影響を見込んだ作業日程を取り決めることも重要です。

さらに、特に積雪の多い地域は、冬季の農作業自体が少ない場合があります。障害者就労施設が、通年での作業請負を望んでいるのか、冬季は室内での軽作業等を組み合わせて構わないのか等、要望を把握しておけると良いでしょう。

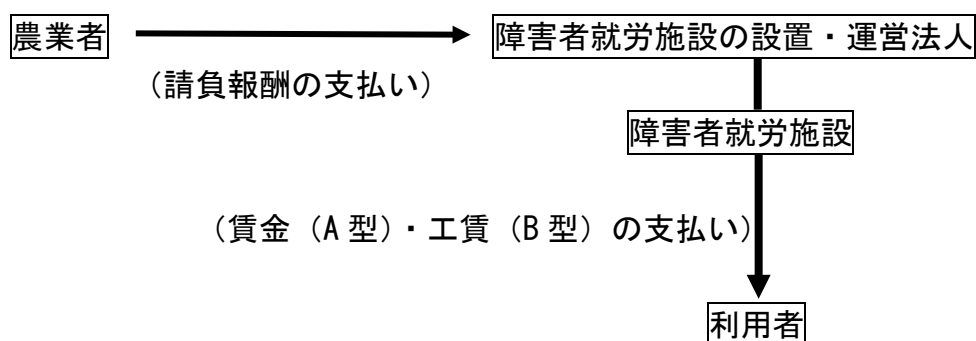
なお、現場において、予定どおりの作業となるよう、障害者の作業の進捗を管理するのは、障害者就労施設の職業指導員の役割です。

A－３：作業時間

一般に、障害者就労施設の施設利用時間は、長くても午前８時から午後６時までであり、この時間内にほ場への移動を行う必要があります。収穫作業等、農業者が、早朝からの作業を求める場合もありますので、送迎の可否、利用者の意向等を踏まえて、実施可能かどうかを判断する必要があります。

A－４：請負報酬

請負報酬は、「完成された作業の内容に応じて算定されるものであること」とされているため（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発0402001号）参照）、下記ア「出来高払い」が基本となります。



ア 請負報酬について

方法	内容・例	特徴
出来高払い	【内容】 ○作業工程ごとに、作業の完成に応じた支払単価を設定する。 【例】 ○ピーマン1株の定植につき 15 円 ○トマト1kgの収穫につき 12 円 ○トマト1パックの詰め作業につき 10 円 ○ハウス1棟の清掃につき 1,000 円	【メリット】 ○作業の完成に応じた支払いのため、作業速度等、作業能力が異なる障害者が同時に作業を行うことができる。 ○作業の完成に応じた支払いのため、作業に要した時間の長短に関わらず、料金は同じであり、農業者の不安感が少ない。 【配慮事項】 ○作業の正確性を金額に反映するのが難しい。 ○特に、就労継続支援A型事業所から利用者を受け入れる際には、事業所が利用者に最低賃金を支払うに足る請負報酬になるよう、就労時間や金額などの調整が必要。

【注：「出来高払い」における支払い単価の設定について】

STEP 1 障害者就労施設に依頼したい作業について、健常者ベースで時間当たりの仕事量を測定。

（例：調理用トマトの1時間当たりの収穫量を測定したところ、60kgだった）

STEP 2 測定した仕事量を基に、最低賃金をクリアするように、収穫量1kg当たりの報酬単価を設定。

（例：調理用トマトの収穫は、作業単価を18円/kgと設定すれば、 $60\text{kg} \times 18\text{円} = 1,080\text{円}$ / 時間と最低賃金をクリアできるようになる。）

なお、農作業以外の請負作業に比べて、農作業の収益性が高い場合、農作業以外の請負作業と農作業で賃金・工賃単価に差を設けることで、より高い賃金・工賃を求める利用者の農作業への意欲を高めることも有効です。

イ 必要経費について

障害者就労施設から農業者のほ場まで移動する際、ガソリン代や高速代などの交通費が必要となります。交通費については、障害者就労施設が負担する契約とする他、農業者が積極的に障害者を受け入れたい場合などには、請負報酬に含めるなどして、農業者が負担する契約もあります。

A-5：支払い方法

支払方法は、農業者から障害者就労施設の設置・運営法人に対し、振込又は職業指導員への現金手渡しとなります。請負報酬に代わる就労活動の対価として、農産物の現物支給をすることは、避けてください。

A-6：保険の加入者

就労継続支援 A 型事業所は、利用者と雇用契約を締結するため、労災保険に加入することが、法律で定められています。また、就労継続支援 B 型事業所が、任意の傷害保険に加入する際には、加入者及び掛け金の負担者は通常は障害者就労施設となります。

A-7：その他留意事項

①利用者の作業中や休憩中に事故が発生した場合、農業者の故意又は過失による場合を除いて農業者は責任を負わないことや、②障害特性に応じた休憩時間の確保等に留意する必要があります。

①については、仕事の完成についてのすべての責任は、障害者就労施設を設置・運営する法人が負うこととされています（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付け障障発 0402001 号）参照）。

②については、例えば、服薬をしている精神障害者の中には、その薬の利尿作用等により、頻繁にトイレを使用する方もいます。また、知的障害者は、自らの体調の変化の説明を苦手とすることがあります。そのため、こまめに休憩を設けたり、声掛けによって適宜トイレを使用しやすい雰囲気を作ったりするなど、障害者の体調への配慮を農業者・障害者就労施設の職業指導員と相談する必要があります。

Q5：請負形式による農作業の実施にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理することなどがが必要です。

A：請負形式による農作業の実施について

適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主（障害者就労施設）が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方（農業者）から独立して処理することなどがが必要です。

詳しくは「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」をご参照の上、ご不明点等があれば、都道府県労働局にご相談ください。

【労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328190.pdf>



（３）障害者との体験交流

Q6：農福連携に取り組もうとする方が、障害者の受入れに不安を感じている場合、自治体はどのようにサポートすればよいのでしょうか？

A：農作業や食に関する体験を通じて、農業者と障害者就労施設が交流できる場を設定しましょう。

A：農作業や食に関する体験について

農業者の中には、障害者や地域住民との交流を目的とした農作業体験会や収穫祭をきっかけに、障害者との交流が深まり、その後の雇用や施設外就労の受入れにつながっていった例があります。

このように、近隣の障害者就労施設やボランティア団体などから、「農」や「食」に興味がある方を受け入れることは、農福連携のファーストステップになりうると考えられます。

また、都道府県の中には、障害者就労施設の職員や利用者が、農作業体験をするインターンシップを行うことで、農作業への興味を持ってもらう取組を行っているところがあります。

なお、障害者・子ども・高齢者などを受け入れる際には、熱中症・ケガ・食中毒などのリスクに備えるため、訪問者の所属団体に対し、内容に応じて、社会福祉協議会のボランティア保険や民間保険会社のレクリエーション保険などを活用するよう勧めてください。

（４）作業手順や請負報酬単価の目安額を記したマニュアル・動画の作成

Q7：農福連携に取り組もうとする方が、取組を始めやすくするために、何をすれば良いのでしょうか？

A：作業手順や請負報酬単価の目安額を記載したマニュアルや動画を作成して、活用しましょう。

A-1：マニュアルの作成・公開について

地域内の同じ作物を生産している農業者が取り組みやすくなるよう、作業手順を標準化しておくことも重要です。また、農業者や障害者就労施設間における不公平感が生じることが無いよう、請負報酬単価の目安を公表することも一つの方法です。

そのため、地方自治体は、作業手順を写真で図解する等のマニュアルを作成・公表すると良いでしょう。

A-2：動画の作成・活用について

作業手順や作業方法を解説する動画を作成しておく、動作を確認できるため、障害者が行う作業をイメージしやすくなることにつながります。

【例：島根県 農福連携ポータルサイト】

<http://shimane-noufuku.net/noufuku-movie/>



(5) 農作業の指導

Q8：農福連携に取り組もうとする農業者や障害者就労施設が、障害者に適した農作業をスムーズに行えるようにするために、どのような支援が必要でしょうか？

A：農業者や障害者就労施設が、農作業を学べる機会を設けましょう。

A：農作業の指導について

これまで、障害者就労施設を中心として、農福連携に取り組もうとしても、農作業のやり方がわからないといった声や、農業者の中にも、実際の農作業の現場において、障害者の接し方がわからないという声も聞かれていました。

そのため、地方自治体は、「農福連携技術支援者」(p13)を現場に派遣するなどして、障害者に適した農作業の指導を行うことが求められます。また、地方自治体の農業大学校や試験研究機関の試験ほ場などにおいて、農作業実習を行う場を設定することも考えられます。

(6) 障害者を受け入れる農業者に対する助成

Q9：農作業を請け負う意向がある障害者就労施設があるにも関わらず、農業者が障害者を受け入れることに躊躇している場合、どのような支援が必要でしょうか？

A：例えば、農業者が障害者を受け入れる際に、農業者に対して助成を行っている自治体もあります。

A：農業者に対する助成について

農業者の中には、障害者を受け入れることで、農作業の準備や障害者就労施設の職業指導員への指導に割く時間が増加し、自らが農作業に充てる時間が減少してしまうのではないかと不安から、農作業を請け負いたい障害者就労施設があるにもかかわらず、障害者を受け入れることに躊躇することもあります。

そのため、一部の地方自治体では、障害者を受け入れる農業者に対し、助成金等を支払うことで、農福連携に取り組みやすい環境整備を促している事例があります。このような助成は、農福連携に踏み出すきっかけづくりとして農福連携に取り組む意向のある農業者を掘り起こすためには有効です。また、農福連携に初めて取り組む農業者にとっては、障害者の得意分野を生かすような農作業を切り出し、障害者が農作業に慣れるまでに、また、農業者自身が障害者とのコミュニケーションに慣れるまでに時間を要することが考えられますので、このような農福連携を取り入れた農業経営が軌道に乗るまでの負担軽減を図るのも一つの方法です。

【例】

地方自治体	内容
岐阜県	『農業経営体の障がい者受入体験への助成』 【対象対象】 障害者就労施設又は生活介護事業所等へはじめて作業委託を行う農業経営体や、はじめて障がい者個人を雇用する農業経営体。 【助成内容】 作業委託料又は賃金の相当額。ただし、農作業日数は 5 日以上が条件で、助成日数は 30 日以内、助成額の上限は 10 万円とする。 【助成要件】 (1) 助成期間は単年度とし、同じ助成対象者につき 1 回限り (2) 障害者就労施設又は生活介護事業所等への業務委託 又は雇用は、過去に受委託又は雇用関係がなく、初めて契約を締結するものであること。 また、雇用は、農業経営体代表者の親族（3 親等以内）だけではないこと。 (3) 障害者就労施設又は生活介護事業所等への業務委託、 障がい者個人の雇用ともに農畜産物の生産に関する業務に従事すること。ただし、自らが生産した農畜産物の加工を含む。 (4) 障害者就労施設又は生活介護事業所等への業務委託又は 雇用は、休日を除き連続する契約期間のうち、最初の連続する期間を助成の対象とする。

（７）作業環境の整備への補助

Q10：農業者が障害者の受け入れを始める、又は、障害福祉サービス事業所が農業を始める際に、作業環境の改善が必要と思われますが、どのようにすればよいのでしょうか？

A：作業動線の改善や作業補助具の導入等、作業環境の整備に対する補助を検討しましょう

A：作業環境の整備への補助

農業者が障害者の受け入れを始める、又は、障害福祉サービス事業所が農業を始める際には、障害者の作業の支障となる危険な箇所を補修する、作業動線を改善する、障害者の作業をサポートする道具（治具）を開発・導入する、大型の乗用機械でなく小型の機械を導入するなど、障害者が作業しやすい環境を整える必要があります。

また、これまで行っていた農作業や栽培体系を、障害者が取り組みやすいものに変更するなどの工夫も有効と考えられるため、新たな機械器具が必要となる場合があります。

農林水産省の「農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）」では、生産施設や附帯施設の整備を支援対象としているため、施設の補修や汎用性のある農業用機械器具の導入は支援対象にしていません。

ただし、施設の補修や農業用機械器具の導入等の取組を支援する独自の助成制度を設けている地方自治体もあります。

（８）人材育成

Q11：農福連携を推進するために、人材を育成する必要性があると言われていますが、具体的には、どのような人材を育成すればよいのでしょうか？

A：①農業者、障害者就労施設の職業指導員、障害者本人の３者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする「農福連携技術支援者（いわゆる農業版ジョブコーチ）」、②農業者と障害者就労施設が農作業に関する請負契約を締結する際に、仲介を行う「農福連携コーディネーター」、③農作業を行う「障害者本人」の３つの人材を育てます。

① 農福連携技術支援者の育成

農福連携の取組を推進するにあたっては、農業者は、障害福祉サービスに関する実務的な知識を習得し、障害者の障害特性への理解を深める必要があります。一方で、障害者就労施設の職業指導員は、農業技術や農業経営に関する知識を習得する必要があります。

そこで、農業・福祉の双方に関する実務的な知見を持っており、現場において、農業

者・職業指導員・障害者の3者に対して、日々の実践的なアドバイスを رفتたり、現場のトラブルを解決したりできる人材が必要となります。

農福連携技術支援者は、厚生労働省が育成している職場適応援助者（ジョブコーチ）と比べると、企業内における雇用管理の知識はそれほど必要とされない一方、施設外就労を中心とした障害福祉サービスの仕組みの理解に加え、農作業の細分化・難易度設定・作業割当ての技法など、農業現場が求めている技術的能力が求められます。

そのため、令和2年度からは、こうした人材を新たに「農福連携技術支援者」と呼ぶこととし、「農福連携技術支援者育成研修」を全国共通の枠組みとして実施しています。本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、一部の都道府県においても、農林水産省が策定した基準プログラムに準拠した研修が実施されています。

農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定しています。研修修了者は、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」という肩書を用いて、活動することができます。

なお、地方自治体の中には、「農業ジョブトレーナー」「アグリジョブコーチ」等、これに類似した人材を育成しているところもあります。

② 農福連携コーディネーターの育成

農業者と障害者就労施設が、農作業に関する請負契約を締結する際、契約の相手方を開拓し、双方をマッチングするとともに、請負報酬単価や作業内容等、契約内容の決定に向けて仲介できる人材が必要となります。このような人材を「農福連携コーディネーター」と呼びます。

農福連携コーディネーターは、必ずしも、農福連携技術支援者ほどの農業と福祉に関する深い専門的知識を必要とせず、むしろコミュニケーションや交渉に関する資質が必要と考えられます。

③ 障害者本人の訓練

全国には、障害者が農作業を行いながら、社会におけるマナー等、社会人として必要となる基礎的な資質の向上に力を入れている地方自治体があります。

農林水産省は、平成24年度、「特定非営利活動法人 土と風の舎」に委託して「精神障がい者のための訓練モデルカリキュラム―農園芸による精神障がい者のための効果的な訓練の実施に向けて―」を作成・公表していますので、ご参照ください。

【農水省 WEB サイト】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-62.pdf>



(9) 補完的労働力の確保

Q12：農業者が障害者を初めて受け入れる際に、農福連携の取組が軌道に乗るまで、一時的に農作業の補助等を依頼したいとの意向に対して、どのような対応が必要でしょうか？

A：農作業の補助をする、障害者の付き添いを行う等、農業者をサポートする人材を確保しましょう。

A：作業補助等の補完的労働力の確保

農業者が障害者等を受け入れる際、障害者就労施設の職業指導員は、利用者に対する作業指示やサポートを行うため、自らが農作業の労働力となることは難しいのが現状です。その際、地域の高齢者等に一時的な農作業を依頼する等、農作業の補助を行う補完的な労働力となり得る人材を派遣することも必要です。

この場合、作業の仕上がりをチェックする、障害者に付き添う等、必ずしも、農福連携技術支援者ほどの農業や福祉の専門的な知識が必要とならない場面もあります。

例えば、長野県では、農業をリタイヤした高齢者等を「農業就労チャレンジサポーター」として活用し、これまでの知識・経験を生かし、障害者に簡単な技術指導をしながら、これらの役割を果たしています。

また、農福連携の現場に学生ボランティアを受け入れることは、補完的労働力となるだけでなく、学生にとっても、福祉についての学びを深める教育的な効果も期待できます。

2. 普及啓発

(10) セミナー・シンポジウムの開催

Q13：地方自治体で農福連携に関するセミナー・シンポジウムを開催する際に、どのような内容で実施すればよいのでしょうか？

A：①農福連携の理念や全国の優良事例を紹介する等、基礎的な理解を深め浸透を図る内容のものから、②農業者・障害者就労施設に経営上のメリットを紹介することで、実際の取組へ踏み出すことを促す内容のもの、③実践する際の留意点を学ぶケーススタディを行い、参加者が実際に取り組むことを想定した際の具体的な方策について学びを深める内容など、想定する参加者層により、内容が異なってきます。農林水産省では、取組を促進するため、②・③のような、一歩踏み込んだ内容を期待しています。

A：セミナー・シンポジウムの意義と内容について

農業者の中には、セミナー・シンポジウムに参加したことをきっかけとして、農福連携の学びを深め、具体的な取組へとつながる等、セミナー・シンポジウムは、農福連携を知るファーストステップになります。

また、地方自治体等が行う農業者と障害者就労施設のマッチングは、農作業を依頼したいという農業者の声や、農作業を請け負いたいという障害者就労施設の声が、地方自治体や共同受注窓口に届き、行われるものです。しかし、農福連携の取組自体が知られていないために、掘り起こされないニーズも非常に多いと考えられます。そのため、セミナー・シンポジウム等の普及啓発の場を通じて、農業者・障害者就労施設双方のニーズの掘り起こしが進むことも期待できます。

さらに、セミナー・シンポジウム等で、農福連携に関心のある農業者・障害者就労施設が一堂に会し、マッチング交流の場を設けることも有効です。

さらに、実際に農福連携に取り組む方が増えるよう、セミナー・シンポジウムにおいては、通常の農業者や障害者就労施設が取り組む際の経営上のメリットや、農業者が具体的に取るべき行動等、実務に即した具体的な内容まで踏み込むことを期待しています。

(11) 見学会の開催

Q14：農福連携の取組を検討している農業者に対して、どのような取組を行えばよいでしょうか？

A：障害者が農作業を行っている様子を見学してもらう機会を設けましょう。

A：障害者の作業の見学について

農福連携を自ら取り入れることを検討している農業者にとっては、障害者を雇用している農業者や農業参入している社会福祉法人等、すでに農福連携を実践しているほ場に出向き、実際に障害者が働いている様子を見学してもらうことが有効です。

見学先を選定する際には、マッチングのために集めた情報を活用するほか、農林水産省WEBで公開している農福連携事例集をご活用ください。

ただし、見学の際には、障害者の個人情報・肖像権などの保護に配慮することが求められる場合があります。農福連携事例集には、視察受入れの可否、報道機関の受入れ可否についても記載しておりますので、併せてご参照ください。

【農福連携事例集】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>



(12) 取組事例集・動画の作成

Q15：管内の農福連携の取組をどのように伝えればよいでしょうか？

A1：取組事例集を作成して配布しましょう。

A2：取組事例の動画を作成して活用しましょう。

A1：取組事例集の作成・配布について

地方自治体が相談業務を行う際に、管内ですでに農福連携に取り組んでいる取組を紹介できるよう、管内の取組事例集を作成しておくことが有効です。

事例集を構成する際には、①農業面での取組・効果、②福祉面での取組・効果などに着目し、整理すると良いでしょう。

農林水産省の農福連携事例集を参考にしてください。

【農福連携事例集】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>



A2：取組事例の動画の作成・活用

取組事例集以外にも、地域における農福連携の取組を紹介する動画の作成も有効です。障害者が実際に農作業を行う様子等を紹介できるので、農福連携のイメージが膨らみやすいだけでなく、作業の留意点も併せて整理し、作業マニュアルとしての活用も可能となります。

【例：島根県 農福連携ポータルサイト】

<http://shimane-noufuku.net/noufuku-movie/>



第2. JAの皆様へ

農福連携の取組において、JAに求められる役割には、1. 障害者雇用等を行うことで障害者の受入れ主体になること、2. 組合員の農業者に対して労働力の供給支援をすること、3. 取組の場や人材を提供することの3つが考えられます。

農林水産省は、JAに対し、このような方法で農福連携に積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

1. 障害者雇用や障害者受入れの主体になること

Q1：JAが障害者雇用等の障害者受入れを行う場合、どのようなところで、どのような作業が考えられますか？

A：JAの選果場・営農センターやJA出資型法人等で、農業に関わる作業をすることが考えられます。

A：JAによる障害者雇用等の障害者受入れについて

障害者雇用促進法に基づき、従業員40.0人（令和8年7月以降37.5人）以上の民間事業所は、従業員の2.5%（令和8年7月以降2.7%）以上を障害者とする義務があり、JAも例外ではありません。そのため、JAは、その選果場・直売所・営農センターやJA出資型法人等において障害者を雇用し、箱詰め・出荷・農作業などや経理処理等の事務作業の職域で雇用することが考えられます。

また、雇用でなくても、JAの部会が、障害者就労施設との請負契約を締結し、当該施設からの施設外就労を受け入れて、障害者に農作業を担ってもらうこともできます。

2. 労働力の供給支援（マッチング）

Q2：JAが、組合員の農業者に対して、労働力の供給支援をする場合、どのような方法がありますか？

A：コントラクターや酪農ヘルパーなどの農作業受委託・農作業請負、無償の援農ボランティア、職業紹介事業による人材紹介、外国人材（技能実習・特定技能）、シルバー人材派遣などとともに、農福連携についても、ひとつのメニューとして提示してみましょう。

A：労働力供給のひとつのメニューとしての提示について

JAの大きな役割の一つは、組合員農家への労働力の供給支援です。

農業者が労働者を受け入れる手法は、（1）コントラクターや酪農ヘルパーなどの農作業受委託・農作業請負、（2）無償の援農ボランティア、（3）無料職業紹介事業による人材紹

介、(4) 外国人材（技能実習・特定技能）、(5) シルバー人材派遣などが考えられます。そして、農福連携は、社会福祉への貢献と労働力の供給を両立できるというメリットがあります。

そのため、JA は、無料職業紹介事業の一環として組合員農家に障害者を直接紹介したり、組合員農家に障害者就労施設を紹介したりすることが考えられます。

JA が無料職業紹介事業を実施する場合、主管労働局を経て厚生労働大臣に対して届出をする必要があります。なお、職業紹介を行わずに労働者になろうとする者の情報を障害者就労施設等に提供する場合も同様に、特定募集情報等提供事業者として届出をする必要があります。また、JA が障害者就労施設を紹介する場合、障害者就労施設の把握については、第 1 分冊の p12～13 をご参照ください。

3. 取組の場や人材の提供

Q3：JA として、組合員農家への労働力の供給支援以外にも、農福連携に関わりたいのですが、どのようなものが考えられますか？

A：農福連携を行う場や人材の提供などをすることが考えられます。

A：農福連携を行う場や人材の提供などについて

JA は、組合員農家への労働力の供給支援以外にも、農福連携に関わる方法があります。例えば、(1) 試験ほ場や組合員農家のほ場などを提供し、障害者や特別支援学校の生徒の農作業体験会を開催したり、農福連携技術支援者の育成の場に活用したりすること、(2) 福祉系の法人を設立して、障害福祉サービス事業の一環として農作業を行うこと、(3) 農作業に関する豊富な知識を生かし、JA 職員の OB に農福連携技術支援者育成研修を受けてもらい、農福連携技術支援者として、農業に参入する社会福祉法人等への技術指導にあたってもらうことなどが考えられます。